

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	1/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	住宅融資保険等システムの改修業務	
契約締結日	平成26年1月7日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年10月25日 入札公告 平成25年12月24日 入札書受領期限 平成25年12月25日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	2/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	乗用自動車の賃貸借	
契約締結日	平成26年1月8日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社トヨタレンタリース	
入札経緯及び結果	平成25年11月18日 入札公告 平成25年12月16日 入札書受領期限 平成25年12月17日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(22日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度は公告期間を22日を確保する等行ったが、結果は一者応札となった。公告期間の延長等考えられる改善策は既に実施しており、これ以上の取組みは困難と考えている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	3/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	人事給与厚生システムに係る改修業務	
契約締結日	平成26年1月14日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社エスピーク	
入札経緯及び結果	平成25年12月18日 入札公告 平成26年 1月 8日 入札書受領期限 平成26年 1月 9日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	管理責任者の要件を緩和した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(20日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度は管理責任者の要件を緩和したが、結果は一者応札となった。事業者のヒアリングでは「他社が開発した既存システムの改修はコスト等がかかり、また、正常な動作を保証するのが困難である」旨指摘される等事業者側の事情によるものであるため、更なる取組みは困難と考えている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	4/11	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(平成25年度下期制度改正・機能改善)業務	
契約締結日	平成26年1月16日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年10月31日 入札公告 平成26年1月7日 入札書受領期限 平成26年1月8日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	5/11	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(団信特約料の支払い方法におけるクレジットカード払い方式導入)業務	
契約締結日	平成26年2月3日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年11月14日 入札公告 平成26年 1月15日 入札書受領期限 平成26年 1月16日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	6/11	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの運用管理及び保守業務	
契約締結日	平成26年2月5日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年11月1日 入札公告 平成26年1月14日 入札書受領期限 平成26年1月15日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、67日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	7/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	人事給与厚生システムの運用管理及び保守等業務	
契約締結日	平成26年2月20日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社エスピーク	
入札経緯及び結果	平成26年 1月 9日 入札公告 平成26年 2月 7日 入札書受領期限 平成26年 2月10日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	管理責任者の要件を緩和した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(28日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度は管理責任者の要件を緩和したが、結果は一者応札となった。事業者のヒアリングでは「他社が開発した既存システムの改修はコスト等がかかり、また、正常な動作を保証するのが困難である」旨指摘される等事業者側の事情によるものであるため、更なる取組みは困難と考えている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	8/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	北関東支店事務所(前橋市)管理業務委託	
契約締結日	平成26年3月17日	
契約の相手方の商号又は名称	東朋産業株式会社	
入札経緯及び結果	平成26年2月7日 入札公告 平成26年3月5日 入札書受領期限 平成26年3月6日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(25日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度第1回の契約監視委員会において、公告期間を25日以上に延長することの改善方策を実施することとされ、平成25年度の入札に当たり当該改善方策を実行したところであるが、結果は一者応札となった。事業者からの聴き取りによれば、入札参加要件や手続きに支障があるのではなく、前回の落札価格等を考慮して参加しなかった等事業者側の事情によるものであり、更なる取り組みは困難と考えている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	9/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	表彰状等の筆耕及び発送等業務	
契約締結日	平成25年3月17日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社弘周舎	
入札経緯及び結果	平成26年2月20日 入札公告 平成26年3月7日 入札書受領期限 平成26年3月12日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(15日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度第1回の契約監視委員会において、競争参加資格の対象等級を全等級に拡大し、公告期間を15日以上とする改善方策を実施することとされ、平成25年度の入札に当たり当該改善方策を実行したところであるが、結果は一者応札となった。事業者からの聴き取りによれば、「書類の準備等のスケジュール感がつかめなかった」との指摘があったため、次回は公示期間を延長することとする。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	10/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	コンビニエンスストアにおける機構団信制度特約料収納に係る事務委託	
契約締結日	平成26年3月20日	
契約の相手方の商号又は名称	三菱UFJファクター株式会社	
入札経緯及び結果	平成25年12月20日 入札公告 平成26年1月21日 入札書受領期限 平成26年1月22日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(28日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公告期間の延長等考えられる改善策は既の実施している。平成24年度も一者応札であったが、契約監視委員会において、更なる取組は困難である旨報告済みであり、機構の取組は妥当である旨判断されている。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	11/11	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	賃貸融資期間中管理システムの運用支援業務及び保守業務	
契約締結日	平成26年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社オービック	
入札経緯及び結果	平成26年2月17日 入札公告 平成26年3月5日 入札書受領期限 平成26年3月6日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務等準備期間については、必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上(15日)を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の入札が一者応札であったため、平成25年度第1回の契約監視委員会において、公告期間を15日以上とする改善方策を実施することとされ、平成25年度の入札に当たり当該改善方策を実行したところであるが、結果は一者応札となった。次回は公示期間の延長を実施することとする。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、久保田宏明委員、山品一清委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。